

長府浄水場更新事業

建設工事請負契約書(案)

令和3年(2021年)8月

下関市上下水道局

※本建設工事請負契約書(案)は、優先交渉権者の提案を踏まえて文言調整等を行う場合があります。

建設工事請負契約書

- 1 工 事 名 長府浄水場更新事業建設工事
- 2 工 事 場 所 下関市長府豊浦町1番1号 長府浄水場内
- 3 設 計 施 工 期 間 令和●年●月●日から令和●年●月●日まで
- 4 請 負 代 金 額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 5 契 約 保 証 金
- 6 解体工事に要する費用等
(1) 解体工事に要する費用 別紙1、3及び5のとおり
(2) 再資源化等に要する費用 別紙1、3及び5のとおり
(3) 分別解体等の方法 別紙1、3及び5のとおり
(4) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 別紙2、4及び6のとおり

上記の本件工事等について、発注者と受注者は、令和4年●月●日付けで締結した基本契約書に従い各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者は、この契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

この契約の締結を証するため、本書●通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

(契約締結日) 令和4年(●●●●年)●月●日

発注者

下関市

下関市上下水道事業管理者

上下水道局長 [●]

印

受注者

長府浄水場更新事業建設工事共同企業体

(代表構成員)

[住所]

[氏名]

印

(構成員)

[住所]

[氏名]

印

(構成員)

[住所]

[氏名]

印

※全ての建設JVの構成員と契約の締結を行います。

目 次

第1章 総 則	1
第1条 (総則)	1
第2条 (関連工事との調整)	3
第3条 (地元関係者との調整)	3
第4条 (工程表)	3
第5条 (契約の保証)	3
第6条 (権利義務の譲渡等)	4
第7条 (一括委任又は一括下請負の禁止)	4
第8条 (協力企業の通知)	4
第9条 (特許権等の使用)	5
第10条 (意匠の実施の承諾等)	5
第11条 (監督職員)	5
第12条 (現場代理人及び主任技術者等)	6
第13条 (履行報告)	7
第14条 (工事関係者等に関する措置請求)	7
第2章 設計及び工事の実施.....	7
第15条 (工事材料の品質及び検査等)	7
第16条 (監督職員の立会い及び工事記録の整備等)	8
第17条 (設計図書の承諾)	8
第18条 (特許権等の実施権及び使用権等)	8
第19条 (著作権の利用等)	9
第20条 (著作権等の譲渡禁止)	9
第21条 (著作権の侵害防止)	9
第22条 (要求水準書又は設計図書の変更に係る受注者の提案)	10
第23条 (工事用地の確保等)	10
第24条 (モニタリング)	10
第25条 (要求水準書、提案書又は設計図書の内容が一致しない場合等の修補義務)	11
第26条 (設計図書不適合の場合の改造等の義務及び破壊検査等)	11
第27条 (条件変更等)	12
第28条 (要求水準書又は設計図書の変更)	12
第29条 (本件工事の開始)	13
第30条 (健康診断)	13
第31条 (本件工事の中止)	13
第3章 設計施工期間及び請負代金の変更.....	13
第32条 (著しく短い工期の禁止)	13
第33条 (受注者の請求による設計施工期間の延長)	13
第34条 (発注者の請求による設計施工期間の短縮等)	14
第35条 (設計施工期間の変更方法)	14

第36条	(請負代金額の変更方法等)	14
第37条	(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)	14
第4章	災害等の発生及び第三者の損害等	15
第38条	(臨機の措置)	15
第39条	(一般的損害)	15
第40条	(第三者に及ぼした損害)	16
第41条	(不可抗力による損害)	16
第42条	(想定外業務)	17
第43条	(請負代金額の変更にあたる設計図書の変更)	17
第5章	試運転、引渡し及び請負代金の支払	17
第44条	(試運転)	17
第45条	(完成の通知、検査及び引渡し)	18
第46条	(請負代金の支払)	18
第47条	(部分使用)	19
第6章	前金払	19
第48条	(前金払及び中間前金払)	19
第49条	(前払金保証契約の変更)	21
第50条	(前払金の使用等)	21
第7章	部分払等	22
第51条	(部分払)	22
第52条	(部分引渡し)	23
第53条	(前払金等の不払に対する本件工事中止)	24
第8章	契約不適合責任、契約の解除及び違約金等	24
第54条	(契約不適合責任)	24
第55条	(発注者の任意解除権)	24
第56条	(発注者の催告による解除権)	25
第57条	(発注者の催告によらない解除権)	25
第58条	(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	26
第59条	(受注者の催告による解除権)	26
第60条	(受注者の催告によらない解除権)	27
第61条	(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	27
第62条	(不可抗力による解除)	27
第63条	(解除に伴う措置)	27
第64条	(発注者の損害賠償請求等)	28
第65条	(受注者の損害賠償請求等)	29
第66条	(契約不適合責任期間等)	30
第9章	雑則	30
第67条	(資料及び報告等)	31
第68条	(火災保険等)	31
第69条	(あっせん又は調停)	31
第70条	(仲裁)	31

第71条	(契約の費用)	31
第72条	(その他)	32
第73条	(個人情報の保護)	32
第74条	(環境配慮及び保全)	32
第75条	(下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項)	32

別紙1	解体工事に関する費用等(1)	
別紙2	解体工事に関する費用等(2)	
別紙3	解体工事に関する費用等(3)	
別紙4	解体工事に関する費用等(4)	
別紙5	解体工事に関する費用等(5)	
別紙6	解体工事に関する費用等(6)	
別紙7	工程表	
別紙8	要求水準又は提案内容未達の場合の措置	
別紙9	個人情報取扱特記事項	
別紙10	特記事項(環境編簡易)	
別紙11	下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項	

第1章 総則

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、第3項各号に定める書類及び図面に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び第3項各号に定める書類及び図面を内容とする設計施工一括型の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 この契約における用語の定義は、本文(別紙を含む。以下同じ。)中に定義される用語を除き、次の定義に従う。また、この条及び本文中に定義されない用語で要求水準書に定義される用語は、要求水準書の例による。

- (1)「本事業」とは、長府浄水場更新事業をいう。
- (2)「提案書」とは、本事業の公募において優先交渉権者が提出した提案書及び当該提案書に関して発注者の質問に応じ、又は任意に提出した回答書、補足説明書等の全て(その後に修正又は変更があった場合は、当該修正又は変更をした後のものとする。)をいう。
- (3)「要求水準書」とは、本事業の公募において発注者が公表した要求水準書(その後に修正又は変更があった場合は、当該修正又は変更をした後のものとする。)及びこれに係る質問の回答をいう。
- (4)「基本契約」とは、発注者と本事業の公募に係る優先交渉権者との間でこの契約と同日付けで締結された長府浄水場更新事業基本契約書をいう。
- (5)「基本設計図書」とは、本件設計に関し要求水準書に定めるところに従い受注者が作成し発注者が承諾した基本設計成果物(第17条第1項に規定する承諾を受けた書類及び図面等並びにその後にこの契約に基づく変更等により修正された書類及び図面等を含む。)をいう。
- (6)「詳細設計図書」とは、本件設計に関し要求水準書に定めるところに従い受注者が作成し発注者が承諾した詳細設計成果物(第17条第1項に規定する承諾を受けた書類及び図面等並びにその後にこの契約に基づく変更等により修正された書類及び図面等を含む。)をいう。
- (7)「設計図書」とは、基本設計図書及び詳細設計図書をいう。
- (8)「本件設計」とは、要求水準書に定める事前調査業務、設計業務(第17条第1項に規定する承諾を受けた後にこの契約に基づく変更等に必要となる一切の作業を含む。)及び設計に伴う各種申請資料作成業務をいう。
- (9)「工事目的物」とは、要求水準書に定める建設工事の目的物をいう。
- (10)「本件工事」とは、要求水準書に定める周辺影響調査業務、建設工事(仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の作業及び手段を含む。)及び建設工事に伴う各種許認可の申請に係る業務をいう。
- (11)「本件工事等」とは、本件設計若しくは本件工事又はその双方をいう。
- (12)「成果物」とは、この契約、要求水準書、提案書又は業務計画書に基づき、又はその他この契約に定める業務に関連して受注者が発注者に提出した書類、図面、写真、映像等の総称をいう。

(13) 「公募要項」とは、本事業の公募に当たり発注者が公表した公募要項及びこれに関する質問の回答をいう。

(14) 「年度」とは、4月1日開始より翌年の3月31日に終了する一年をいう。

3 この契約を構成する書面及び図面は、次の各号に掲げるとおりとし、各号においてそこがある場合の優先順位は、列挙された順序に従うものとする。ただし、提案書及び設計図書に含まれる書類において、それらの記載内容のうち、要求水準書の定める基準、水準等を超える部分は、要求水準書に優先するものとし、提案書と設計図書では基準、水準等の高いものを優先する。

(1) この契約書

(2) 要求水準書

(3) 提案書

(4) 設計図書

4 受注者は、本事業の本件工事等をその設計施工期間内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金(以下「請負代金」という。)を支払うものとする。

5 発注者は、要求水準書及び提案書に従い、その意図する設計図書を完成させるため、本件設計に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い本件設計を行わなければならない。

6 受注者は、この契約書若しくは要求水準書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者の協議が成立した場合を除き、本件設計を完成するために必要な一切の手段(以下「設計施工方法」という。)をその責任において定めるものとする。また、仮設、設計施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「設計施工方法等」という。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

7 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

8 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

9 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

10 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

11 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、要求水準書又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定められたものによるものとする。

12 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

13 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

14 発注者及び受注者は、この契約に関して生じた当事者間の紛争について、山口地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

15 本発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体であり受注者の代表構成員に対して行うものとし、発注者が当該代表構成員に対して行ったこの契約に基づく全ての

行為は、当該共同企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表構成員を通じて行わなければならない。

- 16 受注者は、この契約に定められた発注者と受注者の協議が調わないことをもって本件工事等の遂行を拒んではならない。

(関連工事との調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する本件工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(地元関係者との調整)

第3条 建設に関する地元関係者との交渉等は、発注者に確認の上、受注者が自らの費用負担によって行うものとする。

- 2 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者に確認の上、受注者がその承諾を得るものとする。
- 3 発注者及び受注者は、第三者が所有する土地に立ち入ろうとする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、当該土地の関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(工程表)

第4条 受注者は、この契約の締結の日から5日以内に要求水準書及び提案書に基づいて、本件工事等の工程表を別紙7「工程表」により作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、この契約を変更する契約を締結した場合に準用する。

(契約の保証)

第5条 受注者は、この契約の締結と同時に、契約保証金を納付し、又は次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (2) この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証
- (3) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (4) この契約による債務の不履行により生じる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、本件工事等の請負代金の額(以下「請負代金額」という。)の100分の10以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第2号から第4号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保

証は、第 64 条第 3 項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

- 4 第 1 項の規定により、受注者が同項第 1 号又は第 2 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 3 号又は第 4 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の 100 分の 10 に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 6 第 1 項第 2 号から第 4 号までの保証に付した場合において、あらかじめ保証期間の設定がされているものにつき、設計施工期間の変更が行われたときは、受注者は、保証期間の変更を行うとともにその保証証書又はこれに代わるものを発注者に寄託しなければならない。ただし、発注者と保証事業会社との間で保証期限変更に関する覚書その他書類を交わした場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第 6 条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

- 2 受注者は、成果物、最後の成果に至らない図面等及び本件工事等を行う上で得られた記録等、工事目的物又は工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第 15 条第 2 項の規定による検査に合格したもの及び第 51 条第 3 項の規定による部分払のための検査を受けたもの並びに工事仮設物であるものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなお本件工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の事情のない限り、受注者の請負代金債権の譲渡について、第 1 項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により第 1 項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金を本件工事の施工以外に使用してはならない。この場合において、受注者は、当該資金の用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第 7 条 受注者は、本件設計を設計業務で参加した構成企業に請け負わせることとし、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、本件工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受注者は、第 1 項に従い本件設計を構成企業に請け負わせるときは、当該請負に係る契約書案を発注者に提出し、その内容について本件設計に係る業務の開始前までに発注者の確認を受けなければならない。

(協力企業の通知)

第 8 条 受注者は、本件工事等の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合において

は、当該第三者の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

2 受注者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が、3,000万円（工事が建築一式工事の場合は4,500万円）以上である場合において、次に掲げる届出の義務を履行していない建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者（当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

（1）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

（2）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

（3）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

3 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行したことを確認できる書類を発注者に提出しなければならない。

4 受注者が第2項の規定に違反していると発注者が認める場合又は前項前段に定める特別の事情があると発注者が認めたにもかかわらず、受注者が同項後段に定める期間内に書類を提出しなかった場合は、受注者は、発注者の請求に基づき、違約罰（制裁金）として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（特許権等の使用）

第9条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、設計施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、設計施工方法等を指定した場合において、要求水準書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（意匠の実施の承諾等）

第10条 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を本件設計に用い、又は成果物によって表現される構造物若しくは成果物を利用して完成した構造物（以下、本条で「本件構造物等」という。）の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（監督職員）

第11条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない

- い。監督職員を変更したときも同様とする。
- 2 監督職員は、この契約の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。
- (1) 発注者の意図する設計図書を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する本件設計に関する指示
 - (2) この契約及び要求水準書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) 本件設計に関し、この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議
 - (4) 本件設計に関し、業務の進捗の確認、要求水準書及び提案書の記載内容と履行内容との照会その他の履行状況の監督
 - (5) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (6) 受注者が作成した詳細図等の承諾
 - (7) 要求水準書、提案書及び設計図書に基づく工程の管理、立会い、本件工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定による監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、要求水準書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第12条 受注者は、次に掲げる者を定めたときは、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
 - (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項の主任技術者、同法第26条第2項の監理技術者、同法第26条第3項ただし書の監理技術者の行うべき職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)(以下これらの者を「主任技術者等」と総称する。)
 - (3) 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)
 - (4) 本件設計の技術上の管理を行う管理技術者
 - (5) 本件設計の内容の技術上の照査を行う照査技術者
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場(本件工事を施工する場所をいう。以下同じ。)に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、請負代金額の変更、設計施工期間の変更、請負代金の請求及び受領、第14条第1項の請求の受理、同条第3項の措置及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、「下関市上下水道局の建設工事に係る現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領(平成 25 年 4 月 1 日施行)」により現場代理人について工事現場における常駐を要しないことができる。
- 4 受注者は、第 2 項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者等及び専門技術者は、これらを兼ねることができる。
- 6 管理技術者と照査技術者は兼ねることができない。

(履行報告)

第 13 条 受注者は、要求水準書及び設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者等に関する措置請求)

- 第 14 条 発注者は、管理技術者又は現場代理人がその職務(主任技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を執るべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督職員は、主任技術者等又は専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)若しくは照査技術者その他受注者が本件工事等を実施するために使用している協力企業及び労働者等で本件工事等の実施又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。
 - 3 受注者は、前 2 項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について適当な措置を執り、その結果を当該請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。
 - 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。
 - 5 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について適当な措置を執り、その結果を当該請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

第 2 章 設計及び工事の実施

(工事材料の品質及び検査等)

- 第 15 条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。ただし、設計図書にその品質が明示されていない場合は、工事目的物が要求水準書及び設計図書に示す性能を満たすために十分な品質を有するものとする。
- 2 受注者は、要求水準書又は設計図書において監督職員の検査(確認を含む。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しな

ればならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に
応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外
に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査に合格しなかった工事材料について
は、当該不合格の決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

第16条 受注者は、要求水準書又は設計図書において、監督職員の立会いの上、調合し又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、要求水準書又は設計図書において監督職員の立会いの上、施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、要求水準書又は設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定された工事材料の調合又は工事の施工をするときは、要求水準書又は設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項若しくは第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に
応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に
応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、当該工事材料を調合して使用し、又は当該本件工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該本件工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(設計図書の承諾)

第17条 受注者は、本件設計に関し、要求水準書、提案書及び工程表に従い、基本設計に係る図書及び詳細設計に係る図書を作成の上、発注者に提出し、承諾を得るものとする。

- 2 受注者は、受注者が提出した設計に係る図書を前項に従い発注者の承諾を得たことをもって、第54条の責任を免れることはできない。

(特許権等の実施権及び使用権等)

第18条 受注者は、発注者が工事目的物を所有及び運営(発注者が係る業務を第三者に委託して実施する場合も含む。)するために必要な特許権等の対象となっている技術等を利用するための実施権、使用権その他の権限(以下本条で「実施権等」という。)があるときは、当該実施権等を自らの責任で発注者に付与するものとする。

- 2 前項に規定する受注者が付与する特許権等についての実施権等は、この契約の終了後

も工事目的物の存続中は有効に存続するものとする。また、受注者は、前項に規定する許諾の対象となる特許権等が受注者及び第三者の共有に係る場合又は第三者の所有に係る場合は、上記実施権等の付与につき当該特許権等の共有者全員又は当該第三者の同意を得ていることを保証し、その同意を得ていないことにより発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

- 3 受注者は、この契約の請負代金は第1項の特許権等に係る実施権等の付与又は発注者による取得の対価及び第5項に規定する成果物の使用に対する対価を含むものであることを、確認する。
- 4 発注者がこの契約に基づき受注者に対して提供した情報、書類、図面等(発注者が著作権を有しないものを除く。)に関する著作権は、発注者に帰属する。
- 5 発注者は、成果物(第52条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下本条において同じ。)及び工事目的物について、成果物及び工事目的物が著作物(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物を示す。以下「著作物」という。)に該当するか否かにかかわらず、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、この契約の終了後も存続するものとする。

(著作権の利用等)

- 第19条 受注者は、成果物及び成果物を利用して完成した工事目的物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- 2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
 - 3 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
 - 4 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
 - 5 受注者は、成果物(業務を行う上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第7項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

(著作権等の譲渡禁止)

- 第20条 受注者は、前条第1項で定める譲渡を除き、自ら又は著作者(発注者を除く。)をして、成果物及び工事目的物に係る著作者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害防止)

- 第21条 受注者は、成果物及び工事目的物が、第三者の有する著作権を侵害するものでな

いことを発注者に対して保証する。

- 2 受注者は、成果物又は工事目的物が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(要求水準書又は設計図書の変更に係る受注者の提案)

第 22 条 受注者は、この契約締結後、要求水準書、提案書及び設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の要求水準書又は設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認めるときは、要求水準書を変更し、又は設計図書の変更を受注者に指示することができる。
- 3 発注者は、前項の規定により要求水準書を変更し、又は設計図書の変更を指示した場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならない。

(工事用地の確保等)

第 23 条 発注者は、工事用地その他要求水準書において定められた本件工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を、受注者が本件工事の施工上必要とする日までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 本件工事の完成、要求水準書又は設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(協力企業の所有し、又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、又は取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第 3 項に規定する受注者の執るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(モニタリング)

第 24 条 受注者は、この契約締結後速やかに要求性能確認計画書を作成し、本市の承認を受けなければならない。

- 2 受注者は、発注者が作成したモニタリング実施計画に基づき、本件設計及び本件工事の各業務等についてセルフモニタリング業務計画書を作成し、当該業務の開始までに発注者に提出して承認を受けなければならない。

- 3 受注者は、前項の規定に従い発注者の確認を受けたセルフモニタリング業務計画に従い、自らの費用により、本件工事等のセルフモニタリングを行う。
- 4 発注者は、モニタリング実施計画に基づき、本件工事等の実施内容についてのモニタリングを行う。
- 5 前項の発注者によるモニタリングは発注者の費用により行うものとし、受注者は発注者のモニタリングに協力しなければならない。
- 6 発注者は、第3項及び第4項のモニタリングにより別紙8「要求水準又は提案内容未達の場合の措置」で規定する要求水準又は提案内容の未達を確認したときは、別紙8「要求水準又は提案内容未達の場合の措置」による措置を執るものとし、受注者はその措置に従うものとする。
- 7 別紙8「要求水準又は提案内容未達の場合の措置」による請負代金額の減額措置は、発注者の受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではなく、受注者は、その債務不履行により発注者に損害を生じさせた場合は、当該損害を賠償しなければならない。

(要求水準書、提案書又は設計図書の内容が一致しない場合等の修補義務)

第25条 受注者は、基本設計図書の内容が、要求水準書、提案書、又は本件設計に関する発注者の指示若しくは発注者と受注者の協議の内容に適合しない場合は、これらに適合するよう必要な修補(受注者が既に本件工事に着手している場合には本件工事に関する必要な修補を含む。)を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるとき、又はその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、設計施工期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

- 2 前項の規定は、「基本設計図書の内容が」を「詳細設計図書の内容が」に、「要求水準書、提案書、又は本件設計に関する発注者の指示若しくは発注者と受注者の協議の内容」を「基本設計図書、要求水準書、提案書、又は本件設計に関する発注者の指示若しくは発注者と受注者の協議の内容」に読み替えて、詳細設計図書に適用する。

(設計図書不適合の場合の改造等の義務及び破壊検査等)

第26条 受注者は、本件工事の施工部分が要求水準書、提案書又は設計図書に適合しない場合において、発注者又は監督職員が改造、修補その他必要な措置を執ることを請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者、監督職員の指示によるとき、又はその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、設計施工期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 発注者又は監督職員は、受注者が第15条第2項又は第16条第1項から第3項までの規定に違反したときにおいて、必要があると認められるときは、本件工事の施工部分を最小限度において破壊、分解若しくは試験し、又は受注者に当該施工部分を最小限度において破壊、分解若しくは試験させて、検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、発注者又は監督職員は、本件工事の施工部分が要求水準書、提案書又は設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、当該施工部分を最小限度にお

いて破壊、分解若しくは試験し、又は受注者に当該施工部分を最小限度において破壊、分解若しくは試験させて、検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(条件変更等)

第27条 受注者は、本件工事等の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者又は監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 要求水準書、提案書又は設計図書が一致しないこと。
 - (2) 要求水準書、提案書又は設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
 - (3) 要求水準書、提案書又は設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 本件設計の施工上の制約等、要求水準書に示された自然的若しくは人為的な施行条件と実際の施工条件が相違すること、又は、工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等、公募要項、要求水準書及び提案書に示された自然的若しくは人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 要求水準書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者又は監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)を取りまとめ、調査を終了した日から14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上で、当該期間を延長することができる。
- 4 発注者は、前項の調査の結果において第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、要求水準書の訂正若しくは変更を行い、又は設計図書の訂正若しくは変更を受注者に指示しなければならない。この場合において、同項第4号又は第5号に該当することにより要求水準書を変更することとなるとき(工事目的物の変更を伴うこととなるときを除く。)は、受注者と協議してこれを行わなければならない。
- 5 前項の規定により、要求水準書の訂正若しくは変更又は設計図書の訂正若しくは変更の指示が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは設計施工期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(要求水準書又は設計図書の変更)

第28条 発注者は、必要があると認めるときは、要求水準書の変更内容を受注者に通知して、要求水準書を変更し、又は設計図書の変更内容を受注者に通知して設計図書の変更を指示することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは設計施工期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費

用を負担しなければならない。

(本件工事の開始)

第 29 条 受注者は、要求水準書に従い設計図書に基づく施工計画書を作成し、発注者の確認を得た後に本件工事に着手するものとする。

(健康診断)

第 30 条 受注者は、要求水準書の定めるところに従い、工事用地等で本件工事に従事する者の水道法施行規則第 16 条（昭和 32 年厚生省令第 45 号）の規定による検査を行い、その結果を発注者に提出するものとする。

(本件工事の中止)

第 31 条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が本件工事を施工できないと認められるときは、発注者は、本件工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、本件工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、本件工事の中止内容を受注者に通知して、本件工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前 2 項の規定により本件工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは設計施工期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が本件工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の当該施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第 3 章 設計施工期間及び請負代金の変更

(著しく短い工期の禁止)

第 32 条 発注者は、設計施工期間の延長又は短縮を行うときは、本件工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により本件工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による設計施工期間の延長)

第 33 条 受注者は、天候の不良、第 2 条の規定による関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により設計施工期間内に本件工事等を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に設計施工期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、設計施工期間を延長しなければならない。この場合において、その設計施工期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、請負代金額について必要と認

められる変更を行わなければならない、かつ、受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による設計施工期間の短縮等)

第 34 条 発注者は、特別の理由により設計施工期間を短縮する必要があるときは、設計施工期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計施工期間の変更方法)

第 35 条 設計施工期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が調わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が設計施工期間の変更事由が生じた日(第 33 条の場合にあっては発注者が設計施工期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が設計施工期間変更の請求を受けた日)から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合にあっては、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第 36 条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が調わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合にあっては、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第 37 条 発注者又は受注者は、設計施工期間内で、この契約を締結した日から 12 月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に対する請負代金相当額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の 1,000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数

等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が調わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「この契約を締結した日」とあるのは、「直前のこの条の規定により請負代金額の変更について請求があった日」として同項の規定を適用する。
- 5 特別な要因により設計施工期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別な事情により、設計施工期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前 2 項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が調わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第 3 項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合にあつては、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第 4 章 災害等の発生及び第三者の損害等

(臨機の措置)

- 第 38 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者又は監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、その執った措置の内容を発注者又は監督職員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 発注者又は監督職員は、災害防止その他本件工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
 - 4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

- 第 39 条 成果物又は工事目的物の引渡し前に、成果物、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他本件工事等の実施に関して生じた損害(次条第 1 項若しくは第 2 項又は第 41 条第 1 項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第 68 条第 1 項の規定により付された保険(これに準ずるものを含む。以下

同じ。)により填補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 40 条 本件工事等の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第 68 条第 1 項の規定により付された保険により填補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、本件工事等の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち本件工事等の実施につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前 2 項の場合その他本件工事等の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第 41 条 成果物又は工事目的物の引渡し前に、天災等(要求水準書、提案書又は設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条及び第 62 条において「不可抗力」という。)により、成果物、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 68 条第 1 項の規定により付された保険により填補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(第 15 条第 2 項、第 16 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 51 条第 3 項の規定による検査、立会いその他受注者の本件工事等に関する記録等により確認することができる成果物、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に係る損害の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第 6 項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。
- 5 第 1 項の損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。
 - (1) 成果物及び工事目的物に関する損害 請負代金額のうち損害を受けた成果物及び工事目的物に相応する額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

- (2) 工事材料に関する損害 請負代金額のうち損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
- (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、本件工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に対する償却費相当額を差し引いた額(以下この号において「償却費に係る損害額」という。)とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、当該修繕に要する費用の額が償却費に係る損害額より少額であるものについては、当該修繕に要する費用の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(想定外業務)

第42条 受注者は、成果物又は工事目的物の引渡し前に、第三者の加害行為(破壊、盗難、強盗、汚損、毒物混入、放火等をいう。)により、成果物、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならないものとし、通知後の取扱いは、前条第2項から第6項の規定を準用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第43条 発注者は、第9条、第22条、第27条、第28条、第31条、第33条、第34条、第37条から第39条まで、第41条、前条又は第47条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて、要求水準書を変更し、又は設計図書の変更を指示することができる。この場合において、要求水準書及び設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合にあつては、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第5章 試運転、引渡し及び請負代金の支払

(試運転)

第44条 試運転は、設計施工期間内に行うものとし、要求水準書に定められたところに従って実施するものとする。

- 2 試運転に必要な原水及び電力並びに試運転中の工事目的物に配置される発注者の職員

の人件費(発注者が発注する第三者機関の費用を含む。)は、発注者が負担するものとする。

- 3 試運転に要したガス料金、薬品費、人件費等その他前項に規定する以外の試運転に関連する費用は、全て受注者が負担するものとする。

(完成の通知、検査及び引渡し)

第 45 条 受注者は、本件工事等を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して 14 日以内に、受注者の立会いの上、要求水準書に定めるところにより、本件工事等の完成を確認するための検査(以下「完成検査」という。)を完了し、当該完成検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度において破壊、分解若しくは試験し、又は受注者に工事目的物を最小限度において破壊、分解若しくは試験させて、検査することができる。
- 3 前項の場合において、完成検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、完成検査によって本件工事等の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを本件工事等の請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、本件工事等が完成検査に合格しないときは、直ちに改造又は修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、当該改造又は修補の完了を本件工事等の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第 46 条 受注者は、本件工事等が完成検査(前条第 6 項後段の規定により適用される場合を含む。第 3 項において同じ。)に合格したときは、請負代金支払請求書を発注者に提出するものとする。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者の提出する適法な請負代金支払請求書を受理したときは、その日から起算して 40 日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に完成検査を完了しないときは、その期限を経過した日から完成検査をした日までの期間の日数(以下この項において「遅延日数」という。)を、前項の期間(以下この項において「支払期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が支払期間の日数を超えるときは、支払期間は、遅延日数が支払期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
- 4 この契約において、各会計年度における請負代金の支払限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|----|---|
| (1) | 年度 | 円 |
| (2) | 年度 | 円 |
| (3) | 年度 | 円 |

5 この契約において、支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

- | | | |
|-----|----|---|
| (1) | 年度 | 円 |
| (2) | 年度 | 円 |
| (3) | 年度 | 円 |

6 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第4項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(部分使用)

第47条 発注者は、第45条第4項又は第5項の規定による引渡しを受ける前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第6章 前金払

(前金払及び中間前金払)

第48条 受注者は、本件工事等について、保証事業会社と設計施工期間の満了の日(最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末とし、以下「完成期日」という。)を保証期限とする前払金保証契約(公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約をいう。以下同じ。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託したときは、その保証証書記載の保証金額の範囲内において、当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第51条第1項の請負代金相当額(以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。))が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額の10分の4を超えない額の前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

2 前項の規定による前払金の請求は、次の各号に掲げる年度に当該各号に掲げる額を限度としてこれを行うものとする。

- | | | |
|-----|----|---|
| (1) | 年度 | 円 |
| (2) | 年度 | 円 |
| (3) | 年度 | 円 |

3 発注者は、前項の規定により受注者の提出する適法な前払金支払請求書を受理したときは、その日から起算して15日以内に前払金を支払わなければならない。

4 受注者は、第1項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社と追加の前払金に関して、完成期日を保証期限とする前払金保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託したときは、その保証証書記載の保証金額の範囲内において、当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第51条第1項の請負代金相当額が前会計年度までの出来

高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額)の 10 分の 2 を超えない額の前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に中間前払金の支払を請求することはできない。

5 受注者が第 51 条第 1 項に規定する部分払の支払の請求をした後においては、受注者は同一年度において前項の規定による前払金(以下「中間前払金」という。)の支払を請求することができない。

6 第 4 項の規定による中間前払金の請求は、次の各号に掲げる年度に当該各号に掲げる額を限度としてこれを行うものとする。

- | | | |
|-----|----|---|
| (1) | 年度 | 円 |
| (2) | 年度 | 円 |
| (3) | 年度 | 円 |

7 受注者は、中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ所要の要件に該当するかどうかについて、発注者に対し、認定の請求をしなければならない。

8 発注者は、前項の規定により受注者から認定の請求を受けたときは、遅滞なく審査し、速やかにその結果を受注者に通知しなければならない。

9 第 3 項の規定は、第 6 項の場合において準用する。

10 受注者は、当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第 51 条第 1 項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額)が著しく増額された場合においては、その増額後の当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第 51 条第 1 項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額)の 10 分の 4 (第 4 項の規定により中間前払金の支払を受けているときは 10 分の 6)から受領済みの前払金の額(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金の額を含む。次項及び次条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第 50 条までにおいて同じ。)の支払を請求することができる。この場合においては、第 3 項の規定を準用する。

11 当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第 51 条第 1 項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額)が著しく減額された場合において、受領済みの前払金の額が減額後の当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第 49 条第 1 項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額)の 2 分の 1 (第 4 項の規定により中間前払金の支払を受けているときは 10 分の 6)を超えるときは、受注者は、当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第 51 条第 1 項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額)が減額された日から 30 日以内に、当該前払金の額から当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第 51 条第 1 項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払を

したときは、当該超過額を控除した額)の2分の1(第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)に相当する額を差し引いて得た額(以下「超過額」という。)を返還しなければならない。

- 12 前項の超過額が相当の額に達し、当該超過額を返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき金額を定める。ただし、当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第51条第1項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額)が減額された日から30日以内に協議が調わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 13 受注者は、前2項の期間内に超過額の全部又は一部を返還しなかったときは、当該期日を経過した日から返還をする日までの期間に応じ、返還しなかった金額に当該期日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として発注者に納付しなければならない。
- 14 前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第1項及び第4項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。
- 15 前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、次条第3項の規定を準用する。

(前払金保証契約の変更)

- 第49条 受注者は、前条第10項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、前払金保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第51条第1項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額)が減額された場合において、前払金保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、前払金の額の変更を伴わない設計施工期間の変更が行われた場合には、発注者に代わり、その旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

- 第50条 受注者は、前払金を本件工事等の設計外注費、材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(本件工事等において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の経費の支払に充当してはならない。ただし、地方自治法施行規則の一部を改正する省令(平成28年総務省令第61号)による改正後の地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条による前金払の特例措置が継続する場合における前払金で、該

当特例措置が継続する場合において払出しが行われる前払金(中間前払金を除く。)については、当該前払金の額に100分の25を乗じて得た額を限度として、本件工事の現場管理費及び一般管理費等のうち本件工事等の実施に要する費用に相当する額として必要な経費の支払に充当することができる。

- 2 発注者は、受注者が前払金を前項に定める経費以外の経費の支払に充てたときは、期限を定めて、受注者から前払金の全部又は一部を返還させることができる。
- 3 受注者は、前項の規定により前払金を返還する場合においては、当該前払金の支払を受けた日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、当該返還すべき前払金の額に当該前払金の支払を受けた日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を違約金として発注者に納付しなければならない。

第7章 部分払等

(部分払)

第51条 受注者は、本件工事等の完成前に、出来形部分及び工事現場に搬入済みの工事材料(製造工場等にある工場製品がある場合にあつては当該工場製品を含むものとし、第15条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したものに限る。以下「本件工事の出来形部分等」という。)に相当する請負代金の額(以下「請負代金相当額」という。)の10分の9以内の額(その額が、次の各号に掲げる年度において、当該各号に掲げる額を超えるときは、その当該各号に掲げる額)の範囲内において、発注者に対し、部分払を請求することができる。

- | | | |
|-----|----|---|
| (1) | 年度 | 円 |
| (2) | 年度 | 円 |
| (3) | 年度 | 円 |

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者に対して、当該請求に係る本件工事等の出来形部分等の検査を請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から起算して14日以内に、受注者の立会いの上、要求水準書に定めるところにより、本件工事等の出来形部分等について検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、本件工事等の出来形部分等を最小限度において破壊、分解若しくは試験し、又は受注者に本件工事等の出来形部分等を最小限度において破壊、分解若しくは試験させて、検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による通知があつたときは、部分払金支払請求書を発注者に提出して部分払を請求することができる。この場合において、発注者は、受注者の提出する適法な部分払金支払請求書を受理したときは、その日から起算して15日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 この契約において、前払金及び中間前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、次の式により算定する。

部分払金の額 ≤ 請負代金相当額 × 9/10 - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度

の部分払金額)－(請負代金相当額－(前年度までの出来高予定額＋出来高超過額))×(当該会計年度前払金額＋当該会計年度中間前払金額)／当該会計年度の出来高予定額

- 7 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、3回までとするが、本件工事等の完成する年度は2回までとする。ただし、各会計年度において、中間前払金の支払があった場合は、当該年度の回数を1回減ずるものとする。
- 8 発注者は、第48条第11項又は前条第2項の規定により、受注者に対して前払金又は中間前払金の返還を求めている場合において、当該返還を受ける前に部分払金の支払をするときは、当該部分払金の支払をすべき額から当該返還を受けるべき額を差し引いて得た金額を、受注者にその旨を通知して、支払うことができる。
- 9 この契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。
- 10 前項本文の場合において、受注者は、出来高超過額について部分払の支払を請求したときは、請求後において当該会計年度の中間前払金の支払を請求することができない。

(部分引渡し)

第52条 第45条及び第46条の規定は、工事目的物について、設計図書において本件工事等の完成に先だって引渡しを受けるべきことが指定されている部分(以下「指定部分」という。)に係る本件工事等が完成した場合について準用する。この場合において、第45条第1項中「本件工事等」とあるのは「指定部分に係る本件工事等」と、同条第2項中「本件工事等の完成」とあるのは「指定部分に係る本件工事等の完成」と、「完成検査」とあるのは「出来形検査」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第4項中「完成検査によって本件工事等の完成」とあるのは「出来形検査によって指定部分に係る本件工事等の完成」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項中「工事目的物の引渡しを本件工事等の請負代金」とあるのは「指定部分に係る工事目的物の引渡しを指定部分に係る本件工事等の部分引渡しに係る請負代金」と、同条第6項中「本件工事等が完成検査」とあるのは「指定部分に係る本件工事等が出来形検査」と、「本件工事等の完成」とあるのは「指定部分に係る本件工事等の完成」と、第46条第1項中「本件工事等が完成検査」とあるのは「指定部分に係る本件工事等が出来形検査」と、「請負代金支払請求書」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金支払請求書」と、同条第2項中「請負代金支払請求書」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金支払請求書」と、「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と、同条第3項中「完成検査」とあるのは「出来形検査」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定において準用する第46条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に対する請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定において準用する第46条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が調わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に対する請負代金相当額×(1－(前払金額

+中間前払金額)／請負代金額)

(前払金等の不払に対する本件工事中止)

第 53 条 受注者は、発注者が第 48 条の規定、第 51 条の規定又は前条の規定において準用される第 46 条の規定による支払を遅延し、かつ、受注者が相当の期間を定めて当該支払を請求したにもかかわらず、発注者がその支払をしないときは、本件工事等の全部又は一部の実施を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が本件工事等の実施を中止した場合において、必要があると認められるときは設計施工期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が本件工事等の続行に備え、工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本件工事等の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第 8 章 契約不適合責任、契約の解除及び違約金等

(契約不適合責任)

第 54 条 発注者は、引き渡された工事目的物はその種類又は品質に関して契約の内容に適合しないこと(以下「契約不適合」という。)を発見したときは、受注者に対し、当該工事目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完(以下「履行の追完」という。)を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、その履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第 55 条 発注者は、本件工事等が完成するまでの間は、次条又は第 57 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第 56 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第 6 条第 4 項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、本件工事等に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (3) 設計施工期間内に完成しないとき、又は設計施工期間経過後相当の期間内に本件工事等を完成する見込みがないと認められるとき。
- (4) 第 12 条第 1 項第 2 号又は第 4 号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 57 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 6 条第 1 項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第 6 条第 4 項の規定に違反して譲渡により得た資金を本件工事の施工以外に使用したとき。
- (3) 工事目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その契約不適合が工事目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者が工事目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 工事目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 別紙 8「要求水準又は提案内容未達の場合の措置」又はモニタリング実施計画により発注者がこの契約を解除できるとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (10) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

- (11) 第 59 条又は第 60 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (12) 受注者(その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
- (13) この契約に関して、次のいずれかに該当するとき。
- ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 49 条の排除措置命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟(行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟をいう。以下同じ。)を提起しなかったとき。
 - イ 独占禁止法第 62 条第 1 項の納付命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。
 - ウ ア又はイの抗告訴訟を取り下げたとき。
 - エ ア又はイの抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
 - オ 受注者又はその使用人その他の従業者について、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は第 198 条の刑が確定したとき。
- (14) 基本契約第 11 条各項(同条第 2 項においては受注者の責めに帰すべき事由により解除された場合に限る。)により基本契約が解除されたとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 58 条 第 56 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第 59 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の

催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第 60 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 28 条の規定により要求水準書又は設計図書が変更されたため請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 第 31 条の規定により本件工事の施工の中止期間が設計施工期間の 2 分の 1 (設計施工期間の 2 分の 1 が 6 月を超えるときは、6 月) を超えたとき。ただし、当該中止が本件工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の本件工事等が完了した後 3 月を経過しても、なお当該中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 61 条 第 59 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(不可抗力による解除)

第 62 条 発注者は、不可抗力により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に著しい損害が生じ、本件工事等を継続することが困難であると認めるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる

(解除に伴う措置)

第 63 条 発注者は、この契約が本件工事等の完成前に解除された場合において、本件工事等の出来形部分等を検査の上、当該検査に合格した出来形部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相当する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合の検査において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度において破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第 1 項の場合において、第 48 条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金及び中間前払金の額(第 51 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の本件工事等の出来形部分等に対する請負代金相当額から控除する。この場合において、受領済みの前払金及び中間前払金の額になお余剰があるときは、受注者は、この契約の解除が第 56 条又は第 57 条の規定によるときにあっては、前払金又は中間前払金の支払を受けた日の翌日から返還する日までの期間の日数に応じ、当該余剰金の額に当該前払金又は中間前払金の支払を受けた日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を利息として当該余剰金の額に付した額を、当該解除が第 55 条、第 59 条、第 60 条又は前条の規定によるときにあっては、

当該余剰額を、発注者に返還しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が本件工事等の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(協力企業の所有し、又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 5 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 6 本件工事等の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については、発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第 64 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 設計施工期間内に本件工事等を完成することができないとき。
 - (2) 工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第 56 条又は第 57 条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第 56 条又は第 57 条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 30 条第 1 項の規定により破産手続開始の決定がされた場合における同法第 31 条第 1 項の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 41 条第 1 項の規定により更生手続開始の決定がされた場合における同法第 42 条第 1 項の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 33 条第 1 項の規定により再生手続開始の決定がされた場合における当該受注者又は同法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人
- 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合(前項の規定により同項各号が第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受

注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

- 5 第1項第1号の場合において、発注者は、請負代金額から出来形部分に相当する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を違約金として請求することができるものとする。
- 6 発注者は、指定部分について設計図書において当該指定部分を完成すべき期限までに完成しなかったときは、当該指定部分に相当する請負代金額から当該指定部分の出来形部分に相当する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ前項が定める率を乗じて計算した金額を違約金として受注者に請求することができるものとする。なお、当該指定部分に相当する請負代金額及び当該指定部分の出来形部分に相当する請負代金額は、発注者と受注者が協議して定めるものとし、当該指定部分を完成すべき期限から14日以内に協議が調わないときあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 7 第2項の場合(第57条第10号及び第12号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第5条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は当該担保をもって同項の違約金に充当することができる。
- 8 発注者は、受注者がこの契約に関して第57条第13号アからオまでのいずれかに該当するときは、賠償金として請負代金額の10分の2に相当する金額を指定する期間内に支払うよう、受注者に請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 第57条第13号アからエまでに掲げる場合において、命令の対象となる行為が不正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に該当するとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、発注者が特に必要であると認めるとき。
- 9 発注者は、前項の契約に係る損害の額が同項の請負代金額の10分の2に相当する金額を超えるときは、受注者に対して、当該超える金額を併せて支払うことを請求することができる。
- 10 前2項の規定は、第45条第4項から第6項までの規定により本件工事等の目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。
- 11 発注者は、前項の場合において、受注者が共同企業体を既に解散しているときは、当該企業体の構成員であつた全ての者に対して賠償金の支払を請求することができる。この場合において、当該構成員であつた者は、共同連帯して第7項の責任を負うものとする。

(受注者の損害賠償請求等)

第65条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第59条又は第60条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従つた履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第 46 条第 2 項(第 52 条の規定において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、同項に規定する期間が満了する日の翌日から受領する日までの期間の日数に応じ、当該請負代金の全部又は一部の額に同項に規定する期間が満了する日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第 66 条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第 45 条第 4 項又は第 5 項(第 52 条の規定においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時に、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から 1 年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、発注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第 1 項又は第 2 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第 7 項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が当該通知をした日から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第 1 項又は第 2 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された工事目的物の契約不適合が発注者又は監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第 9 章 雑則

(資料及び報告等)

第 67 条 発注者は、この契約に基づく違約金、遅延利息、賠償金、過払金及び遅滞金に関し、これらの債権の保全上必要があるときは、受注者に対してその業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求することができる。

- 2 発注者は、受注者が前項に規定する質問に答えず、若しくは虚偽の応答をし、報告等をなさず、若しくは虚偽の報告をなし、又は調査を拒み若しくは妨げた場合においては、当該債権の全部又は一部について履行期限を繰り上げることができる。

(火災保険等)

第 68 条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を要求水準書及び提案書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により工事目的物及び工事材料等を保険に付したときは、その証券を直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第 1 項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第 69 条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が調わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による山口県建設工事紛争審査会(次条において「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務に関する紛争、主任技術者等、専門技術者、管理技術者、照査技術者その他受注者が本件工事等を実施するために使用している協力企業、労働者等の本件工事等の実施又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第 14 条第 3 項の規定により受注者が措置を執った後若しくは同条第 5 項の規定により発注者が措置を執った後又は発注者若しくは受注者が措置を執らずに同条第 3 項若しくは第 5 項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第 70 条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、この契約の規定により、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(契約の費用)

第 71 条 この契約書に特別の定めがあるもののほか、この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て受注者の負担とする。

(その他)

第 72 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(個人情報の保護)

第 73 条 受注者は、この契約に定める業務の実施に伴う個人情報の取扱いについては、別紙 9 「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(環境配慮及び保全)

第 74 条 受注者は、この契約に定める業務の実施に当たり、環境配慮及び保全のため、別紙 10 「特記事項(環境編簡易)」に定める項目を実施しなければならない。

(下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項)

第 75 条 下関市暴力団排除条例(平成 23 年条例第 42 号)による措置については、別紙 11 「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおりとする。

別紙1 解体工事に関する費用等（1）

（建築物の解体工事）

1. 解体工事に要する費用 _____ 円
 （受注者の見積金額…直接工事費）

2. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 _____ 円
 （受注者の見積金額…直接工事費（再資源化施設の受け入れ価格と再資源化施設までの運搬費を加えたもの））

3. 分別解体等の方法（建築物に係る解体工事の場合）

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 等 の 方 法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（ ）
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（ ）
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎杭	基礎・基礎杭の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤その他（ ）	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

4. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
 別紙2「解体工事に関する費用等（2）」のとおり

別紙3 解体工事に関する費用等（3）

（建築物に係る新築工事等）

1. 解体工事に要する費用 _____ 円
 （受注者の見積金額…直接工事費）

2. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 _____ 円
 （受注者の見積金額…直接工事費（再資源化施設の受け入れ価格と再資源化施設までの運搬費を加えたもの））

3. 分別解体等の方法（建築物に係る新築工事の場合）

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

4. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
 別紙4「解体工事に関する費用等（4）」のとおり

別紙4 解体工事に関する費用等（4）

（建築物に係る新築工事等）

再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

別紙5 解体工事に関する費用等（5）

（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等）

1. 解体工事に要する費用 _____ 円
 （受注者の見積金額…直接工事費）

2. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 _____ 円
 （受注者の見積金額…直接工事費（再資源化施設の受け入れ価格と再資源化施設までの運搬費を加えたもの））

3. 分別解体等の方法（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合）

工程ごとの作業内容及び解体等の方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

4. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
 別紙6「解体工事に関する費用等（6）」のとおり

別紙8 要求水準又は提案内容未達の場合の措置

1 要求水準又は提案内容未達の場合の措置の手順等

(1) 是正勧告

発注者は、設計業務及び建設工事モニタリングの結果、要求水準書又は提案書の内容の全部又は一部が未達成と判断される事象が発生した場合（以下「契約内容未達」という。）、受注者に対して是正勧告を行うこととする。

受注者は、是正勧告に従い速やかに是正措置を行い、発注者に是正措置の結果を報告（以下「報告」という。）するものとする。

発注者は、報告を受けた場合には是正措置の結果の確認を行うものとする。

(2) 是正命令

発注者は、是正勧告を行っても是正措置がされていないと判断した場合、是正措置期限を定めて、受注者に対して是正命令を行うものとする。

受注者は、是正命令に従い是正措置を行い、発注者に報告するものとする。

発注者は、報告を受けた場合、又は是正処置期限が過ぎた場合は、是正措置の結果の確認を行うものとする。

(3) 減額措置の適用又は契約解除

発注者は、上記の是正命令を行い、是正措置がなされていないと判断した場合は、建設工事請負代金額の減額措置の適用又はこの契約を解除することができる。

なお、契約内容未達の請負代金の減額措置を行う場合の減額金額（以下「減額金額」という。）の算出は以下の式により行うものとする。また、発注者は、是正処置期限の該当年度に減額金額を確定し、当該年度の請負代金額から減額金額を差し引いた支払額を事業者に通知の上、当該金額を支払うものとする。

$$Y = X \times 0.2 \times \alpha / \beta$$

ここで、Y：減額金額

X：設計業務及び建設工事に係る請負代金額

α ：未達事項の定量化審査（性能評価）における得点とする。

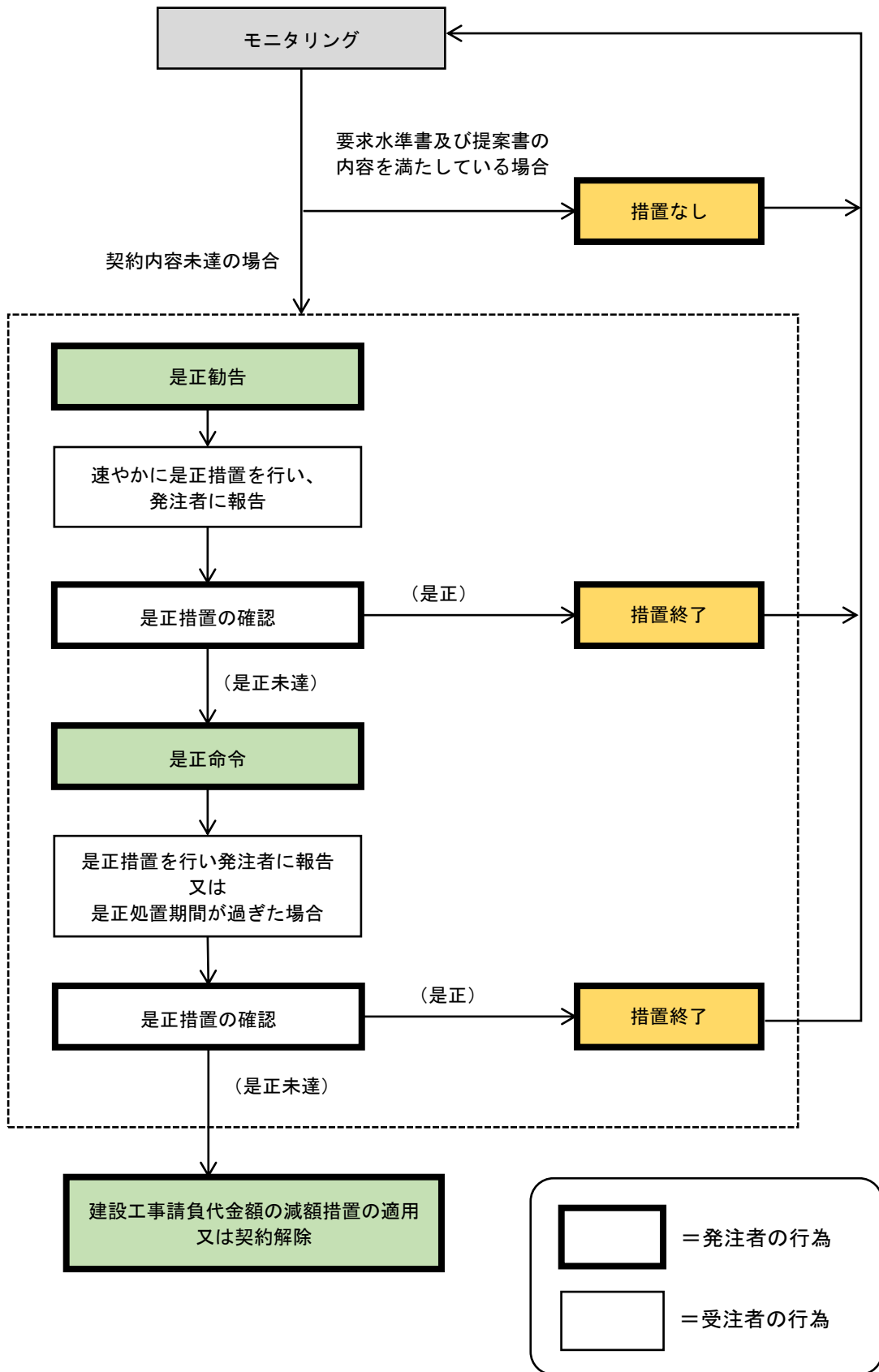
β ：定量化審査（性能評価）の配点の合計点から施設維持管理業務に関する事項の配点を控除した点数とする。

※ α 及び β の値は（4）に示すものとする。

※ 減額金額の千円未満は切り捨てるものとする。

(4) α 及び β の値

審査項目	評価項目	配点	得点 (α)
1.本事業全体に関する事項			
1-1. 事業に対する基本理念	基本理念	—	—
	イメージアップ		
2.設計に関する事項			
2-1. 設計・建設工事に必要な調査	測量		
	地質		
	埋設物		
2-2. 導水施設設計	工法		
	維持管理		
2-3. 浄水処理方法	全体フロー		
	将来更新		
	非常時運用		
2-4. 浄水施設設計(1) 浄水フロー、水位高低など	浄水フロー		
	水位高低		
	薬注設備		
2-5. 浄水施設設計(2) 凝集沈殿、急速ろ過	構造		
	浄水処理		
	維持管理		
2-6. 浄水施設設計(3) その他の浄水処理施設	構造		
	性能		
	維持管理		
2-7. 機械設備設計(送水施設)	運用		
	危機管理		
	省エネ		
2-8. 電気・計装設備設計(受変電設備、電力設備、自家発電設備)	性能		
	省エネ		
2-9. 電気・計装設備設計(運転操作設備、計装設備、監視制御設備)	性能		
	切替		
2-10. 建築構造物設計	構造		
	レイアウト		
2-11. 配置計画	動線計画		
	非常時対応		
2-12. 更新手順	更新		
	切替		
3.建設工事に関する事項			
3-1. 業務体制	実施体制		
	モニタリング		
3-2. 工期短縮につながる方策	工期短縮		
	施工手順		
3-3. 建設工事期間中の留意事項	品質確保		
	全工種		
	全工種		
	土木建築		
3-4. 騒音、振動、車両等に係る周辺住民への配慮	機械電気		
	騒音振動		
	車両交通		
5.その他			
5-1. 地域経済の内、設計・建設工事段階に関する事項	市内業者		
	市内消費		
5-2. その他の提案の内、設計・建設工事段階に関する事項	市内雇用	—	—
	創意工夫		
配点合計 (β)			



別紙9 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4条 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7条 受注者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡され、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9条 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に指示従うものとする。

別紙 10 特記事項（環境編簡易）

発注者は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、局の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには本業務の受注者の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、受注者は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

受注者は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

受注者は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに局へ報告し、その指示に従うこと。

なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

受注者は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに局へ報告し、その指示に従うこと。

なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

受注者は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

別紙 11 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 発注者と受注者は、下関市暴力団排除条例第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(関係機関への照会等)

第2条 発注者は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、受注者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、受注者がこの契約書第57条第1項第12号アからキに該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 受注者は、前項の規定により、発注者が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(この契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第3条 受注者は、自ら又はこの契約の協力企業が、暴力団又は暴力団員から、この契約の適正な履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 発注者、受注者及び協力企業は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。